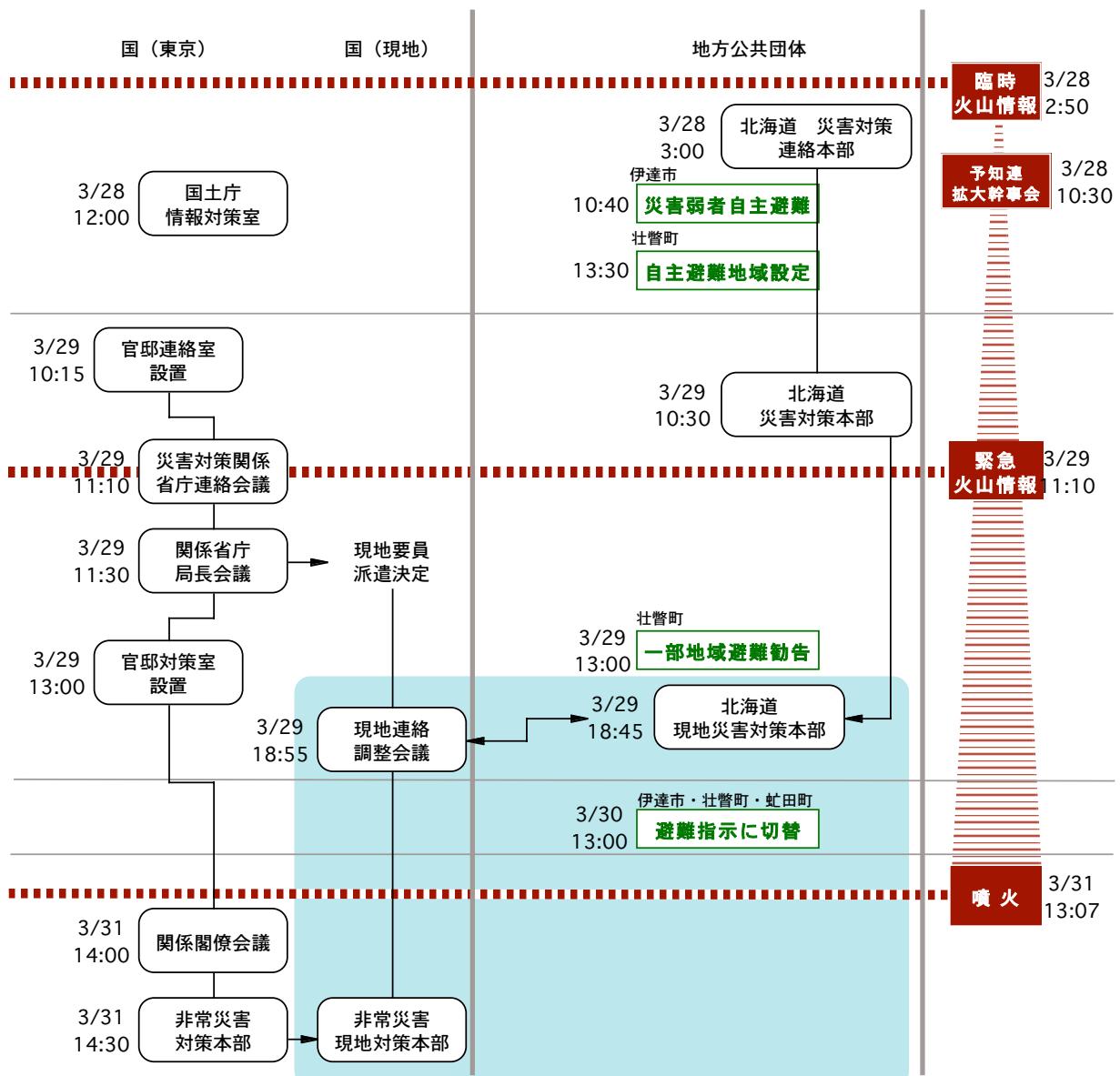


## 2. 広域連携体制

### 2-1 各機関の本部体制 火山情報と本部体制

■2000年有珠山噴火災害における国等の初動体制

緊急火山情報後、国の連絡調整会議を設置、合同会議開催（事実上の合同現地警戒本部設置）。

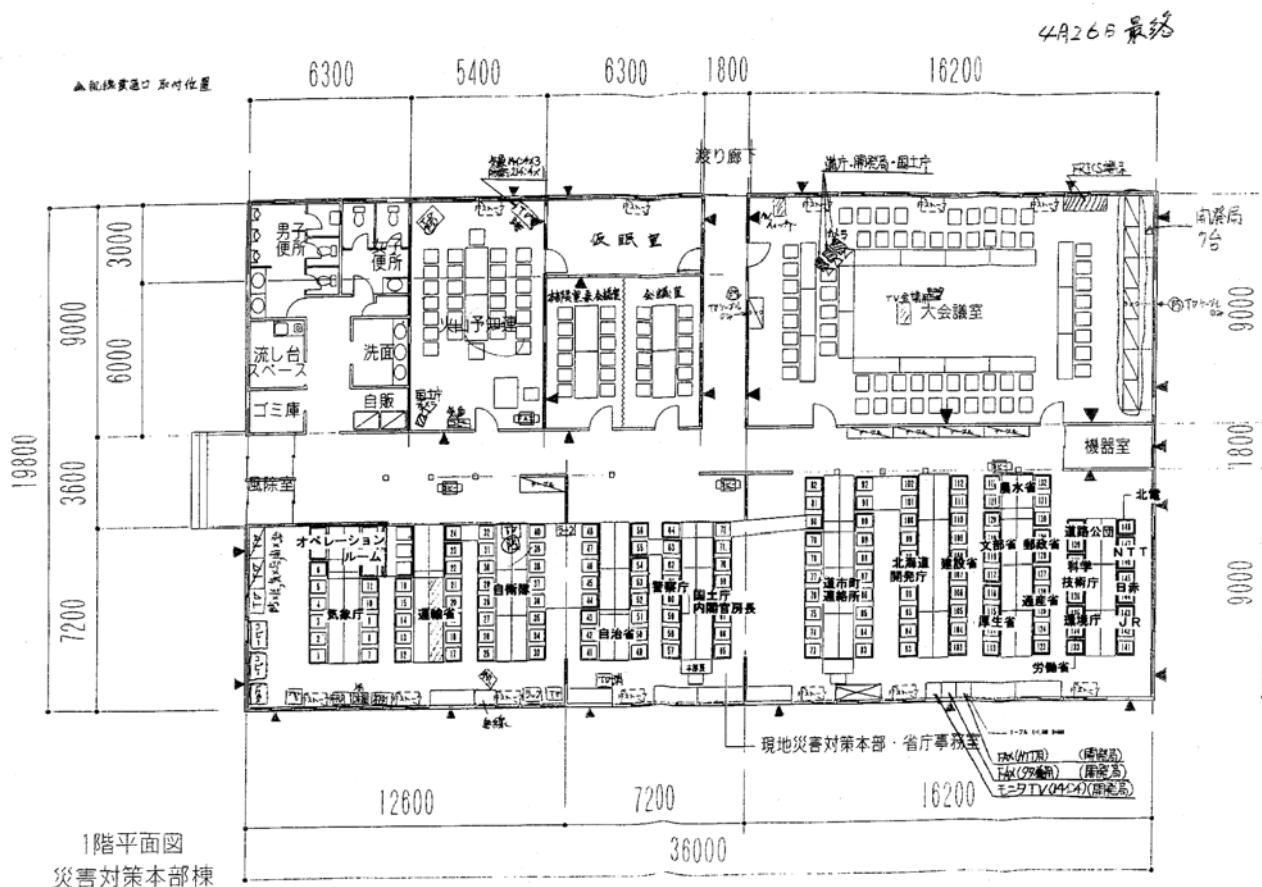


## 2. 広域連携体制

### 2-2 合同現地本部

## 合同現地対策本部の要員規模

■平成 12 年（2000 年）有珠山噴火災害現地対策本部（プレハブ仮設）：150 人程度



（文献：内閣府政策統括官（防災担当），平成 12 年（2000 年）有珠山噴火非常災害対策本部・現地対策本部 対策活動の記録，2001）

## ■ その他の参考事例

- 原子力災害対策特別措置法に基づく「緊急事態応急対策拠点施設」の設計規模（川内オフサイトセンター資料より）：200 人収容（県、市町村等の要員を含む）
- 東海地震緊急災害現地対策本部 初動期に現地対策本部要員予定者数（交代要員込み）：120 人程度（国の各省庁の要員のみ）

## 合同現地対策本部における活動項目

■2000年有珠山噴火災害における現地合同対策本部の役割分担

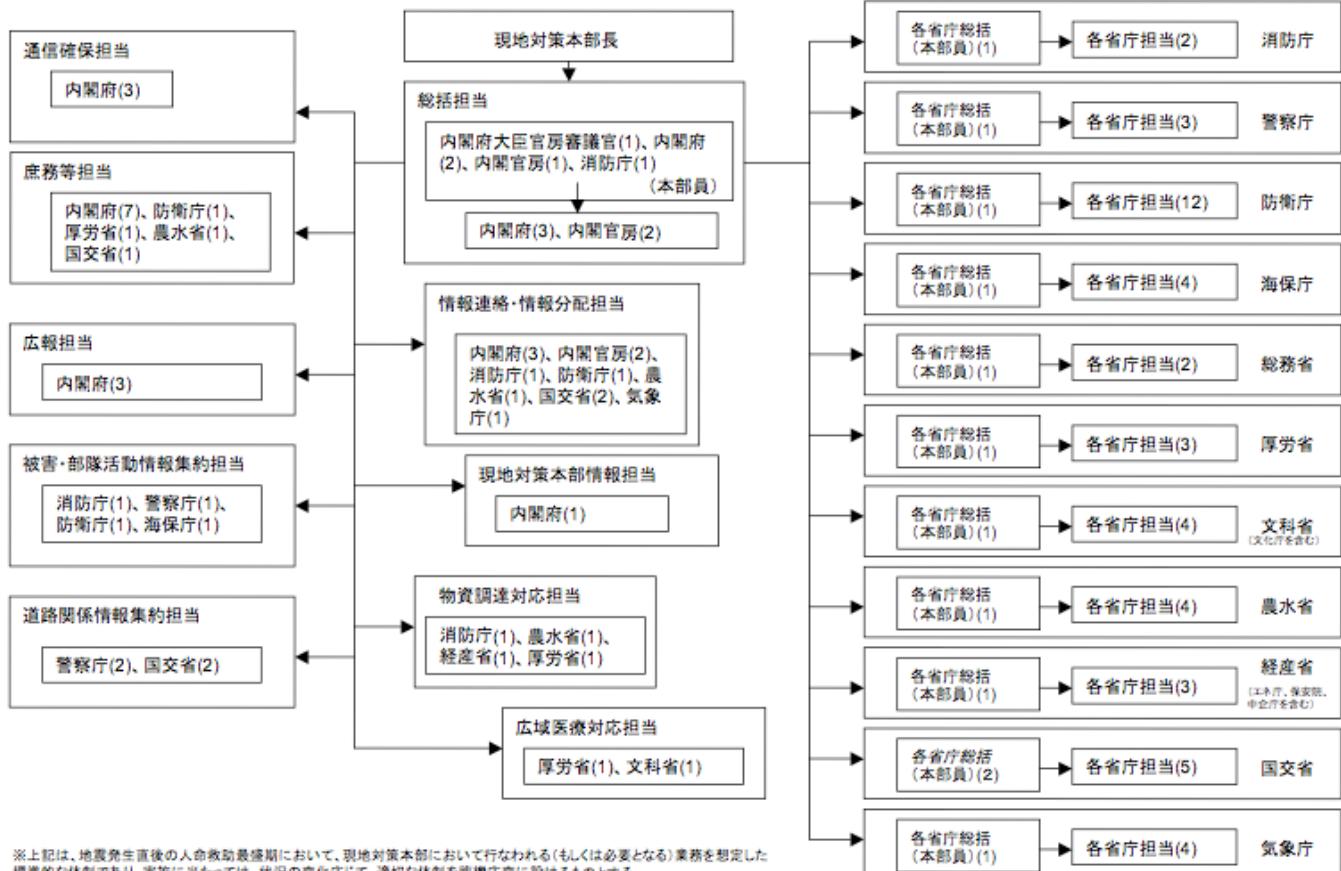
課題	当初		その後(国の体制縮小)	
	主担当	支援	主担当	支援
避難関連	緊急避難対策 (内閣官房)、道	海保厅、自衛隊、警察、消防		
交通規制	警察、道(土現事務所)	自衛隊、消防、北開庁		
一時帰宅(C3日中帰宅)	道	警察、自衛隊、消防、海保厅		
一次帰宅(C2短時間特別活動)	内閣官房、国土厅	道、気象庁、自衛隊、警察、消防	道	内閣官房、国土厅、気象庁、自衛隊、警察、消防
監視・観測	観測体制 ヘリコプター利用調整	気象庁 国土厅	北開庁、自衛隊、消防、国土地理院、科技厅	
避難者情報提供	合同現地本部の広報紙 (被災者配布用「お知らせ」システム) ビデオや回線による映像配信、 町の現況写真提供	道	建設省、北開庁、海保厅、 自衛隊、警察、道、消防	
避難者支援	生活支援・生活用品供給	道	郵政省、国土厅、各省厅	北開庁、消防、警察、 厚生省、道、NTT
避難地域に残されたペット対応		道	厚生省、自衛隊、警察	
事業者支援	制度金融関係	通産省、農水省、厚生省	農水省、総理府、警察	道
	家畜対応	農水省	道、警察	警察
	船舶の移動	道	農水省、海保厅、自衛隊	
	ホタテの養殖管理	道	農水省、海保厅、自衛隊、 警察	
福祉・医療	保健・福祉	厚生省	道	厚生省、消防、自衛隊
	救急医療	道	厚生省、消防、警察、 自衛隊、海保厅、国土厅	
文教対策	学校教育	道教育厅	文部省	
泥流対策		建設省	開発厅、道	建設省、北開庁
地元自治体支援	虻田町支援	国土厅	各省厅、道	道 各省厅

注：ここに挙がる項目は「噴火後」における対応のうち、特に現地対策本部内で役割分担に協議を要した項目のみであり、必ずしも現地対策本部の行った活動の全体像ではない。

## ■ 東海地震緊急災害現地対策本部 初動期における業務実施体制標準（案）

H16.7.13

### 東海地震緊急災害現地対策本部 初動期における業務実施体制標準（案）



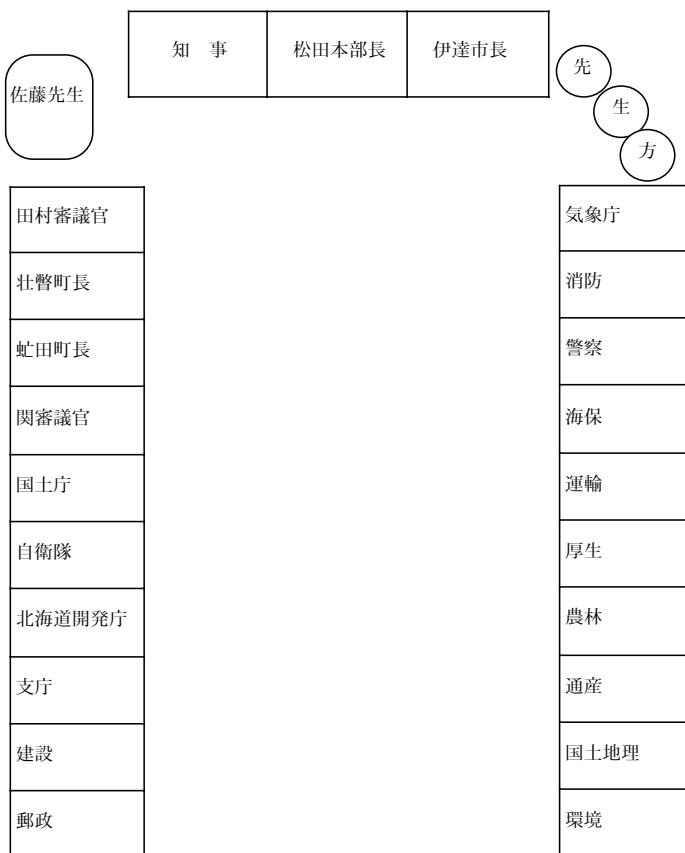
※上記は、地震発生直後の人命救助最盛期において、現地対策本部において行なわれる（もしくは必要となる）業務を想定した標準的な体制であり、実際に当たっては、状況の変化に応じて、適切な体制を強機応変に設けるものとする

## 現地対策本部における意思決定体制

### ■平成 12 年（2000 年）有珠山噴火における現地対策本部意思決定体制

#### 【合同会議】

- ・国（現地対策本部）と北海道、1市2町（伊達市、壮瞥町、虻田町）をはじめとする関係機関の「合同会議」として、噴火当日夜から毎日2回（当初）開催。
- ・参加者：下図座席表（第3回合同会議）のとおり。



#### 【関係者による別途打合せ（通称「幹部会」又は「責任者会議」）】

- ・合同会議の全面公開に伴い、避難者の帰宅問題などクリティカルな問題を議論することが困難となったため、限られたメンバーが集まって開催（毎日午前の合同会議の終了後）。
- ・参加者：現地対策本部長、内閣官房危機管理監、北海道副知事（道現地対策本部長）、伊達市・壮瞥町・虻田町の首長、国土庁、内閣官房、気象庁（噴火予知連絡会事務局長）、警察庁・北海道警察、陸・海自衛隊、消防庁・札幌市消防局、海上保安庁

（文献：内閣府政策統括官（防災担当），平成 12 年（2000 年）有珠山噴火非常災害対策本部・現地対策本部 対策活動の記録，2001）

## 災害により役場を移設した事例

### 2000年有珠山噴火災害

#### 北海道虻田町災害対策本部→隣町の豊浦町社会館に移転

□2000年（平成12年）の有珠山噴火災害では、噴火による影響から、虻田町役場そのものが隣町の豊浦町役場に移転した。最後まで残っていた災害対策本部機能も同じ豊浦町の社会館に移動。



### 2003年宮城県北部地震

#### 宮城県鹿島台町災害対策本部→JA分庁舎に移動

□2003年（平成15年）の宮城県北部地震では、宮城県鹿島台町役場が被災し、災害対策本部をJA分庁舎に移設する。

### 2004年新潟豪雨

#### 新潟県中之島町災害対策本部→町民文化センターに移転

□2004年（平成16年）の新潟豪雨では、新潟県中之島町役場に泥水が入り込むなどの被害があり、本部を町民文化センターに確保した。

### 2004年新潟県中越地震

#### 山古志村→新潟県振興局（長岡市）

□2004年（平成16年10月23日）の新潟県中越地震では、長岡市にある県振興局の会議室が確保され、村の幹部はそちらに向かい（ヘリ）、残りの職員は避難所に向かった。長岡市では、25日夜には、体制ができた。課長以上は県振興局で本部対応した。大きな役割分担は、物流、避難所、救護。役場の資料の持ち出しが11月1日から実施。最初の3日間は、ヘリで村に入り、庁舎内の片づけを行い、4日目に長岡市内の倉庫に搬入した。持ち出した主なものは、住基、戸籍関係。パソコンやサーバーに大きな被害はなかった。11月8日には臨時庁舎を長岡市分室に開設。

## 火山噴火予知連絡会の組織体制

### ■火山噴火予知連絡会とは

(気象庁ホームページより)

火山噴火予知計画（文部省測地学審議会（現文部科学省科学技術・学術審議会測地学分科会）の建議）により、関係機関の研究及び業務に関する成果及び情報の交換、火山現象についての総合的判断を行うこと等を目的として、昭和 49 年に火山噴火予知連絡会（初代会長：永田武東京大学名誉教授）が設置されました。この連絡会は、気象庁が事務局を担当しており、委員は学識経験者及び関係機関の専門家から構成されています。

連絡会は年 3 回定例会を開催し、全国の火山活動について総合的に検討を行う他、火山噴火などの異常時には、臨時に幹事会や連絡会を開催し、火山活動について検討し、必要な場合は統一見解を発表するなどして防災対応に資する活動を行っています。

また、特定の課題について検討するためのワーキンググループや特定の火山や地域の活動判断をするためのワーキンググループや部会が設置されることもあります。

平成 12 年 10 月から翌年前半まで低周波地震が増加した富士山については、基礎データの収集・整理、監視体制の検討、火山情報発信の方法について検討を行うことを目的に「富士山ワーキンググループ」を設置し平成 14 年度まで検討を行いました。

火山噴火予知連絡会の統一見解等の総合判断結果は気象庁から火山情報として発表されます。また、火山噴火予知連絡会において検討された資料や議事については、年 3 回発行されている火山噴火予知連絡会会報に掲載されます。

### ■火山噴火予知連絡会要綱

昭和 49 年 6 月 20 日

(改正) 平成 7 年 5 月 25 日

(改正) 平成 13 年 1 月 6 日

(改正) 平成 13 年 3 月 30 日

(改正) 平成 15 年 5 月 13 日

#### (目 的)

1. 火山噴火予知連絡会（以下「連絡会」という。）は、測地学審議会の建議（昭和 48 年 6 月 29 日）の趣旨にそい、火山噴火予知に関する関係機関の研究及び業務の相互連係を密にし、もって、火山噴火予知の推進に関する計画の円滑な実施に資することを目的とする。

#### (任 務)

2. 連絡会の任務は、次のとおりとする。

(1) 関係諸機関の研究及び業務に関する成果及び情報を交換し、それぞれの機関における火山噴火予知に関する研究及び技術の開発の促進を図ること。

(2) 火山噴火に際して、当該火山の噴火現象について総合判断を行い、火山情報の質の向上を図ることにより防災活動に資すること。

(3) 火山噴火予知に関する研究及び観測の体制の整備のための施策について総合的に検討すること。

#### (報告・発表)

3. 連絡会で行われた総合判断に関する報告・発表は、必要のつど気象庁が行う。

#### (運 営)

4. 連絡会は、次により運営する。

(1) 連絡会は、委員 30 人以内で構成する。

特別の事項を調査検討するため、必要があるときは、連絡会に臨時委員を置くことができる。

(2) 委員及び臨時委員は、学識経験者及び次の関係行政機関等の職員をもって充てる。

内閣府

文部科学省

国土交通省河川局

国土地理院

気象庁

海上保安庁  
防災科学技術研究所  
産業技術総合研究所

- (3) 学識経験者としての委員及び臨時委員は、気象庁長官が委嘱し、関係行政機関等の職員としての委員は、当該行政機関等の推薦によるものとする。
- (4) 連絡会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- (5) 会長は連絡会を主宰する。
- (6) 連絡会に副会長を置き、会長が委員の中から指名する。副会長は、会長を補佐し、また、会長が不在の場合は会長を代行する。
- (7) 連絡会は、必要に応じ会長が招集する。会長は、連絡会の調査検討に必要があるとき、臨時委員又は学識経験者等の出席を求めることができる。
- (8) 連絡会に幹事会を置く。
- (9) 連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会にはかって定める。
- (10) 連絡会の庶務は、気象庁地震火山部火山課において処理する。

## ■火山噴火予知連絡会細則

平成 6 年 10 月 31 日  
(改正) 平成 15 年 5 月 13 日

### (幹事会)

- 1. 幹事会は、火山噴火予知連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関することについて検討を行う。また、緊急時には火山活動に関する総合判断を行うことができる。
- 2. 幹事会は、会長・副会長・部会長及び会長が指名する委員で構成する。
- 3. 幹事会は、会長が招集する。会長は、幹事会の検討に必要があるとき、幹事以外の連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の出席を求めることができる。
- 4. 幹事会は、会長の要請に応じ必要な助言を行う。
- 5. 幹事会で緊急時に総合判断を行った場合、その結果を気象庁が発表する。
- 6. 幹事会の検討結果及び緊急時に開催された総合判断の結果は、連絡会に報告する。

### (部会)

- 7. 特定の火山または特定な地域を対象とし、その噴火現象及び火山活動についての検討及び総合判断を行うため、部会を置くことができる。
- 8. 部会は、会長が連絡会にはかって設置する。廃止についても同様とする。
- 9. 部会に部会長を置き、委員の中から会長が指名する。
- 10. 部会の委員及び臨時委員は、連絡会の委員及び臨時委員の中から会長が指名する。部会長は、部会の調査検討に必要があるとき、部会の委員以外の連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の出席を求めることができる。
- 11. 設置時に部会の名称及び対象とする火山や地域を定める。
- 12. 部会は必要に応じ部会長が招集する。
- 13. 部会は、当該火山の火山活動に関する総合判断を行ったときは、その結果を連絡会に報告する。
- 14. 当該火山の火山活動に関する部会の総合判断の結果は、必要に応じて気象庁が発表する。

### (ワーキンググループ)

- 15. 連絡会に火山に関する特定の課題について調査を行うためワーキンググループ（以下「WG」という）を置くことができる。
- 16. WGは、会長が連絡会にはかって設置する。廃止についても同様とする。
- 17. 設置時にWGの名称及び調査課題を定める。
- 18. WGに座長または世話役を置く、座長または世話役は連絡会の委員の中から会長が指名する。
- 19. WGの委員は連絡会の委員の中から会長が指名する。座長または世話役はWGの会合に委員以外の学識経験者等の出席を求めることができる。
- 20. WGは、必要に応じ座長または世話役が招集する。
- 21. WGは、当該課題について調査し、その結果を連絡会に報告する。

### (任期)

- 22. 会長及び学識経験者としての委員の任期は、原則として 2 年とする。但し、再任を妨げない。

## ■富士山ワーキンググループ委員名簿（平成13年7月4日現在）

座長（世話役）

藤井 敏嗣 東京大学 地震研究所 教授

委員

コア・メンバー

井田 喜明	東京大学 地震研究所 教授
渡辺 秀文	東京大学 地震研究所 教授
鍵山 恒臣	東京大学 地震研究所 助教授
小山 真人	静岡大学 教育学部 教授
石原 和弘	京都大学 防災研究所 教授
荒牧 重雄	東京大学 名誉教授
布村 明彦	内閣府 参事官（地震・火山対策担当）
竹内 勤	気象庁 地震火山部 火山課長
吉田 明夫	気象庁 気象研究所 地震火山研究部長
鶴川 元雄	独立行政法人防災科学技術研究所 固体地球研究部門 総括主任研究員
宮地 直道	独立行政法人農業技術研究機構 野菜茶葉研究所 葉根菜研究部 土壤肥料研究室長
宇都 浩三	独立行政法人産業技術総合研究所 地球科学情報研究部門 火山活動研究グループリーダー
渡 正昭	独立行政法国土木研究所 土砂管理グループ 火山・土石流上席研究員

## 2. 広域連携体制 2-3 火山噴火予知連絡会・火山専門家との連携 火山専門家等による常設の検討組織例

### ■岩手山の火山活動に関する検討会

役 割：火山活動の検討、行政への学術的助言

事務局：岩手県総務部消防防災課

設置日：1998. 10. 8 (岩手山火山活動対策検討委員会 1998. 5. 22 設置を改組)

メンバー：

座長 斎藤徳美 (岩手大学工学部 教授)

委員 浜口博之 (東北大学大学院理学研究科 地震噴火土地研究観測センター 教授)

青木謙一郎 (東北大学名誉教授)

野口晉孝 (盛岡地方気象台長)

土井宣夫 (地熱エンジニアリング (株) 主席技師長,

岩手大学地域共同研究センター客員教授)

平林順一 (東京工業大学教授)

(2000 年 3 月現在)

## 火山防災協議会の設置状況

### ■災害対策基本法に基づく火山防災協議会（平成16年現在）

	火山	会議名称	設立時期	構成市町村	構成市町村(合併後)
1	雌阿寒岳	雌阿寒岳火山防災会議協議会	H13.2.27	美幌町、津別町、足寄町、弟子屈町、阿寒町、鶴居村、白糠町	
2	十勝岳	十勝岳火山防災会議協議会	H2.4.17	上富良野町、美瑛町	
3	有珠山	有珠火山防災会議協議会	S56.4.27	伊達市、虻田町、壮瞥町	
4	樽前山	樽前山火山防災会議協議会	H12.2.9	苦小牧市、千歳市、恵庭市、白老町、早来町、追分町、厚真町、鶏川町、穂別町	
5	北海道 駒ヶ岳	駒ヶ岳火山防災会議協議会	S55.10.8	森町、砂原町(H17.4.1森町と合併)、鹿部町、南茅部町(H16.2.1函館市と合併)、七飯町	森町、鹿部町、函館市、七飯町
6	阿蘇山	阿蘇火山防災会議協議会	S42.11.4	阿蘇町(H17.2.11合併して阿蘇市)、一の宮町(H17.2.11合併して阿蘇市)、南小国町、小国町、産山村、波野村(H17.2.11合併して阿蘇市)、蘇陽町(H17.2.11清和村、矢部町と合併して山都町)、高森町、白水村(H17.2.13合併して南阿蘇村)、久木野村(H17.2.13合併して南阿蘇村)、長陽村(H17.2.13合併して南阿蘇村)、西原村	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町、西原村
7	恵山	恵山火山防災会議協議会	H9.3.15	恵山町(H16.2.1函館市と合併)、樺法華村(H16.2.1函館市と合併)	函館市
8	草津白根山	草津白根山防災会議協議会	S58.4.19	草津町、嬬恋村、六合村	
9	雲仙岳	雲仙岳防災会議協議会	H3.7.2	島原市、小浜町、深江町、布津町、有家町、西有家町、北有馬町、南有馬町、口之津町、加津佐町、南串山町、千々石町、愛野町、吾妻町、瑞穂町、国見町、有明町	
10	桜島	桜島火山爆発防災会議協議会	S48.7.24	鹿児島市、桜島町(H16.11.1鹿児島市と合併)	鹿児島市

**■環富士山火山防災連絡会規約****環富士山火山防災連絡会規約****(目的)**

第1条 富士山を共有する富士山周辺市町村が、富士山火山に関する防災対策について国、県と連携を密にし、相互に協力し、富士山火山噴火に伴う現象による被害を最小限にとどめ、住民はもとよりこの地域を訪れる人々が、これまで通り安心できる環境を整備することを目的とする。

**(名称)**

第2条 この連絡会は、環富士山火山防災連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

**(所掌事項)**

第3条 連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 火山防災対策についての情報交換・連絡に関すること
- (2) 火山防災対策に対する協力および要望に関すること
- (3) 災害時における相互応援協定に関すること
- (4) 広域避難の協力に関すること
- (5) 噴火及び地震予知調査並びに情報の一元化に関すること
- (6) 国・県・防災関係機関に対する火山防災対策の要望に関すること
- (7) その他必要な事項

**(構成)**

第4条 連絡会は、次に掲げる機関をもって構成し、必要に応じて新たな機関を加えることができる。

- (1) 山梨県側では、富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、上九一色村、身延町の8市町村とする。
- (2) 静岡県側では、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、芝川町の9市町とする。
- (3) 構成市町村が合併により統合された場合は、合併後の市町村が継承するものとする。

**(役員及び委員)**

第5条 連絡会に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員は、構成機関の長をもって充てる。
- 3 委員は、代理を選任し出席させができるものとする。

### (役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、連絡会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

### (役員の任期)

第7条 役員の任期は、1年とし再任を妨げない。

- 2 役員が交代した場合は、前任者の残任期間とする。

### (連絡会の開催)

第8条 連絡会は、会長が隨時招集し、議長には会長が当たる。

- 2 委員は、必要に応じて連絡会の開催を会長に要請することができる。
- 3 連絡会は、必要に応じ分科会を設けることができる。
- 4 連絡会はオブザーバーとして、以下の機関に出席を要請することができる。
  - (1) 国土交通省富士砂防事務所
  - (2) 山梨県（総務部消防防災課・土木部砂防課・森林環境部環境科学研究所）
  - (3) 静岡県（防災局防災情報室・土木部河川砂防総室砂防室）
  - (4) 社団法人全国治水砂防協会
  - (5) その他会長が必要と認めた機関又は個人

### (担当者会の設置)

第9条 連絡会の下に環富士山火山防災担当者会（以下「担当者会」という）を設置する。

- 2 担当者会は必要に応じ、会長が招集し開催するものとする。

### (事務局)

第10条 連絡会の庶務は、役員の属する市町村の防災主管課で処理する。

### (その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

### 附則

この規約は、平成17年4月11日から施行する。

## ■環富士山火山防災連絡会 事業計画案

### 【平成17年度事業】

- ① 火山防災等広域連携に関する定期協議
- ② 国・県に対する要望活動の実施
- ③ 災害時の相互応援協定の締結
- ④ 富士山土砂災害対策連絡会事業との連携
- ⑤ 火山砂防フォーラム（来秋富士宮市で開催）への参加

### 【概ねのスケジュール】

予定	項目	開催場所	内容	参加者
4月	総会	会長市	・設立・年間事業計画等の決定 ・防災対策トップセミナー (荒牧先生の記念講演)	市町村長 防災担当者 オブザーバー
10月	第1回広域連携定期協議	山梨県	定期協議 ・地域防災計画（火山編学習会） ・富士山火山防災対策の課題抽出 ・災害時相互応援協定（案）策定	防災担当者 オブザーバー
	火山砂防フォーラム	富士宮市	別添資料を参照	市町村長 防災担当者
2月	第2回広域連携定期協議	静岡県	定期協議 ・防災対策取組み等情報交換 ・次年度事業の検討	防災担当者 オブザーバー

※ 国への要望活動については、役員（会長・副会長）が代表して行うこととする。

※ 県への要望活動については、各県市町村の手法で行うこととする。

※ 上記のとおり、開催回数を極力少なくしていますが、意見調整等については電子メールを利用してカバーすることとする。

## 3、事業予算案

基本的には無しで運営します。旅費等の負担は、それぞれ市町村で負担します。

共同で実施する事業実施の必要性が生じた場合には、その都度予算化し対応することとします。

## 4、役員について

- ① 新たな連絡会の役員について、予算が生じるまでは監事を置かないこととする。
- ② 役員（会長1名、副会長1名）は、静岡県、山梨県がそれぞれどちらかを務めることとする。副会長は、翌年度の会長を務めることとする。これにより、事務局となる会長市町村防災主管課は1年であるが、副会長市町村防災主管課が2年間携わることになり、継続的で円滑な運営を確保することができる。

なお、準備会の中で初代役員については、この連絡会の提唱者である富士吉田市長に会長をお願いし、副会長には富士宮市長をお願いしたい旨の意見がありました。両市長に経過等を報告・説明し、各市町村がその意向であれば、就任について了承する旨内諾いただいております。

## 2. 広域連携体制

### 2-5 広域連携・協定

## 自治体相互の応援体制・協定等

富士山周辺自治体関連	概要	構成自治体
山梨県富士山火山防災協議会	・構成自治体の被災、緊急時の相互応援と防災ネットワークの強化を目的として富士山の火山災害などに対する災害応援協定締結	山梨県富士山北麓10市町村より構成

主な災害協定	概要	構成自治体	規定・根拠法令等
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	<p>趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震等による大規模災害が発生した都道府県の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、定めたものである。</li> </ul> <p>広域応援の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地における救援・救護</li> <li>・災害応急、復旧</li> <li>・復興対策</li> </ul> <p>以上の活動、対策に係る人的・物的支援、施設もしくは業務の提供、あつ旋</p>	全国7つのブロック知事会で、山梨県、静岡県、神奈川県は、「関東地方知事会」。静岡県は、「中部圏知事会」においても構成県。	災対基本法第5条2、第8条2
震災時等の相互応援に関する協定	<p>趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震等による災害が発生し、被災した都県独自では十分な応急措置が実施できない場合において、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策・復旧対策を円滑に実施するため定めたものである。</li> </ul> <p>応援の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資等の提供及びあつ旋 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水、生活必需品</li> <li>・救出、医療、防疫、施設の応急復旧のための資機材、物資</li> <li>・救援、救助活動に必要な車両、船艇等</li> <li>・応急対策に必要な職員の派遣</li> <li>・救助及び応急復旧等に必要な職員</li> <li>・ヘリによる情報収集</li> <li>・ボランティアのあつ旋</li> </ul> </li> <li>・施設または業務の提供、あつ旋 <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者の収容の受け入れのための医療機関</li> <li>・被災者の一次収容のための施設</li> <li>・仮設住宅用地 等</li> </ul> </li> </ul>	「関東地方知事会」—東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県	災対基本法第5条2、第8条3、第74条1
災害応援に関する協定	<p>趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、かつ被災県市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災県市が他の県市に応援要請する応急措置等を円滑に実施するため定めたものである。</li> </ul> <p>応援の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資等の提供及びあつ旋、人員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他必要な資機材</li> <li>・救出、医療、防疫、施設の応急復旧のための資機材、物資の提供、あつ旋</li> <li>・救援、救助活動に必要な車両、船艇等</li> <li>・医療系職、技術系職、技能系職等職員派遣</li> <li>・避難場所等の相互使用、緊急輸送路等の共同啓開</li> <li>・被災者の一次収容のための施設</li> </ul> </li> </ul>	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市	
災害時における相互援助に関する協定書	<p>趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生し、被災都市のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、都市間の相互援助協力について定めたものである。</li> </ul> <p>援助の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供</li> <li>・救援及び救助活動に必要な車両等の提供</li> <li>・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材、物資の提供</li> <li>・被災者の一次収容のための施設</li> <li>・救助及び復旧に要する職員派遣</li> </ul>	山梨県市長会を構成する自治体（市）	

主な災害協定	概要	構成自治体	規定・根拠法令等
災害時等の相互応援に関する協定	<p><b>趣旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の地域に係る災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、当該市町村に要請する応援を請する応急措置等を円滑に実施するため定めたものである。</li> </ul> <p><b>要請の種類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の一次収容のための施設</li> <li>応急措置及び応急復旧に必要な資器材、生活物資等のあつ旋、提供</li> <li>応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣等</li> </ul>	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、小山町、長泉町等静岡県内25市町村	災対基本法第67条
金太郎防災友好都市協定	<p><b>趣旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な災害が発生し、または発生の危険がある場合に、それぞれの異なる市町の特色を生かして協力し、災害時の応急対策及び復旧を行う。</li> </ul> <p><b>応援内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食料、飲料水その他の救援物資の提供</li> <li>被災者の救出、施設の応急復旧に必要な資材、機材の提供</li> <li>救援及び応急復旧に必要な人員の派遣</li> </ul>	小山町、南足柄市	
山北町と小山町との災害時における相互援助に関する協定書	<p><b>趣旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における応急対策及び復旧対策に関し、相互に総力を上げて援助協力をを行う。</li> </ul> <p><b>援助の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急物資（飲料水、食料品等）の供給</li> <li>被災者及び被災児童の一次受入れ</li> <li>建築資材及び仮設住宅用地の供給</li> <li>復旧に要する職員派遣</li> <li>その他応急対策資材、機材等の供給</li> </ul>	山北町、小山町	
静岡県消防相互応援協定	<p><b>趣旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について定めたものである。</li> </ul>		消防組織法第21条
災害時の相互応援に関する協定書	<p><b>趣旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な災害の発生により被災し、当該市町のみでは、十分な応急措置が実施できない場合の相互応援の協力について定めたものである。</li> </ul> <p><b>援助の種類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害の応急措置及び応急復旧に必要な資機材、物資等の提供及びあつ旋</li> <li>災害の応急復旧に必要な職員の派遣</li> </ul>	富士市、富士宮市、芝川町、富士川町	